

みんなで防ごう
農林産物の鳥獣害①

近年、農林産物がサル、クマ、カラスなどにより被害を受けることが多くなっています。これらの鳥獣から農林産物を守るには、まず自己防衛することが基本となります。その際、これら鳥獣の習性や行動を知り、農林産物を鳥獣害から守りましょう。

◆これだけは知っておきたいサルの話

ニホンサルは基本的に集団で行動します。群には行動範囲があり、その中で餌を求めて動きまわります。はじめは畑のものや盗んでいく程度のサルでも、農作物の味を覚え、3〜5年たつと周期的に来るようになりまわります。10年以上になる地域では、唐辛子などのごく一部の種類以外はほとんどの農産物が被害を受けるようになります。畑荒らしを覚えた群は山の群よりも栄養状態が良くなるために早くから子を産み始め、毎年妊娠したり、赤ん坊の死亡率が下がってサルの数が増え始めます。畑の餌で育ったサルが多数を占める群になると、山で生活することが苦手となり、人慣れも進むため、家屋内の食物や人

の持っている食物まで奪い始めます。

◆サル対策の基本

餌場としての価値を下げることで、そのためにもう一度集落を点検してください。●無防備の畑や農作物の干場↓サルにとって最高の餌場です。●放置した柿の木↓畑に防護柵があっても、サルに餌場を残すことになりまわります。●生ごみの捨て場↓人間にとって生ごみでも、サルにとっては最高の餌場です。◆安価でできる自己防衛！●比較的簡単に設置できる「簡易電気柵」があります。材料代が比較的安価で済み、効果的です。利用者からは、「サルの電気柵を設置することでサルの被害がなくなつた」と、声があがっています。◆市のホームページに「簡易電気柵」の設置マニュアルを掲載しています。

●サル追いグッズとしては、ロケット花火、パチンコ（ゴムバンドを使用したもの）などが効果的です。一つでも多くの畑に防護柵を！見つけたらすぐ追い払う習慣をつけよう！

▼問合せ先
農林課（内線353）

高齢者世帯
ふれあい訪問事業

「日本一安全な県」を目指して、警察本部が雇用する隊員が高齢者宅を訪問し、交通安全や防犯の指導を行います。活動期間 11月30日（金）まで ※指導を行う隊員は、二人一組で、指定された帽子とベストを着用しています。

▼問合せ先
滑川警察署
生活環境課（内線333）
☎475-0110

コミュニティバスの
ダイヤ改正について

小森ルート「JAアルプスなめりかわ支店前」バス停については、7月1日（日）より、第1便および第6便は経由しませんが、これに伴い一部のダイヤを改正します。詳しくは生活環境課までお問い合わせください。

▼問合せ先
生活環境課
（内線332・333）



◆海は、漁業者にとって生産の場であり、かけがえのない生活の場です。◎海は、皆さんにとって明日への活力を得る健全なレクリエーションの場です。◎海のルールを守って、楽しい海釣りをしましょう。◆アワビ、サザエ、カキなどの共同漁業権の内容となっている水産動植物の捕獲は禁止されていますので、捕らないでください。◆空き缶、たばこの吸い殻、ビニール袋、釣り糸、えさの残りなどのごみは、必ず自分で持ち帰り、海や海岸を汚さないでください。◆家庭のごみを持ってきて海や海岸に捨てたり、燃やしたりしないでください。◆定置網や刺網などの漁具に損害を与えたり、つなごうたりしないでください。◆操業中の漁船の周辺での釣りは、やめてください。◆天候や海の状況に注意し、無謀な行動は慎みまわすよう。▼問合せ先
商工水産課
（内線342）

狩猟講習会・狩猟
免許試験のご案内

県では将来の狩猟の担い手確保のため、狩猟免許試験を年2回実施しています。市では、新規に狩猟免許を取得される方に助成をしています。

●初心者狩猟講習会
とき ①8月25日（土）・26日（日）
②平成25年2月16日（土）・17日（日）
いずれも午前9時〜午後4時
ところ ①県民会館702号室
②県民会館701号室
受講料 5000円
（テキスト代含む）

●狩猟免許試験
とき ①9月2日（日）
②平成25年2月22日（金）
いずれも午前10時〜午後4時
ところ 県民会館701号室
手数料 5200円または3900円（狩猟免許試験一部免除者）
申込期限 ①8月23日（木）まで
②平成25年2月12日（火）まで
申込み先 県自然保護課
（☎444-3397）

▼問合せ先
農林課（内線352）

年金

障害基礎年金の受給者の方へ
➡現況届の提出を！
➡20歳前の障がいにより障害基礎年金を受給されている方と
➡障害福祉年金から切り替わった障害基礎年金を受給されている方は、毎年7月が「現況届」の提出月です。7月初旬に日本年金機構富山事務センターから現況届が送付されますので、必要事項を記入し、7月31日（火）までに市民課年金窓口へ提出してください。

診断書付きの現況届が送付されてきた方は、医師に診断書を記載していただいた上で、現況届と一緒に提出してください。
※現況届の提出がなかったり遅れたりした場合は、年金の支払いが一時差し止めとなりますので、ご注意ください。
※1・2の年金が全額支給停止になっている方や受給し始めてから1年を経過していない方は、提出の必要がありませんので現況届は送付されません。

①・②以外の障害年金を受けられている方は、誕生月が現況届の提出月となります。

況届の提出月となつていない場合は、必ず申告をしてください。

▼問合せ先
市民課（内線314）

◆国民年金保険料免除制度を
ご存じですか
経済的な理由などから国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。この制度は、本人・配偶者・世帯主の前年の所得で審査されます。申請する年度または前年度中の失業などにより特別の承認が受けられることもあります。

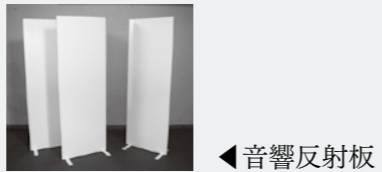
※申告義務のある方で所得の申告をされていない場合は免除になりませんので、ご注意ください。
持ち物
年金手帳（または基礎年金番号通知書）・印鑑・失業特例による申請の場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写し
▼手続き・問合せ先
市民課（内線314）
魚津年金事務所
（☎0765-241494）

市民会館の設備利用料金の見直しおよび音響反射板の導入について

市民会館の利用に伴う附属設備の利用料金を別表のとおり見直し、7月分の利用から適用することとしました。より多くの方々に市民会館を利用いただけるよう、一般的に広く利用される設備や施設の機能不足を補完するような設備については無料としたものです。また、新たに導入した音響反射板は、演奏者などの後ろに並べることで、コンサートホールのような音響効果を得ることができるものです。（1枚あたり高さが1,800mm、幅が600mm程の大きさで20枚導入しました。）運ぶことができ、1枚ごとに自立しますので、市民大ホール以外で利用することも可能です。詳しい内容については市民会館までお問い合わせください。今後とも市民会館をご利用くださいますようお願いいたします。

見直し前		見直し後	
附属設備	料金	附属設備	料金
音響設備	拡声装置A（マイク付）	1式	530円
	拡声装置B（マイク付）	1式	3,150円
	拡声装置C（マイク付）	1式	2,630円
照明設備	レコードプレーヤー	1式	530円
	テープレコーダー	1式	530円
	舞台照明装置A	1式	1,050円
	舞台照明装置B	1式	1,580円
舞台設備	スポットライト	1式	1,050円
	クセノンスポットライト	1本	1,580円
	簡易ステージ	1式	4,200円
	可動式舞台	1式	530円
	スクリーン	1式	530円
	金びょうぶ	1双	530円
その他	譜面台	1台	100円
	ピアノ	1台	3,150円
	パネル	1枚	50円
	テーブルクロス	1枚	50円
	荷物専用リフト	15分間	100円

※音響反射板は、市民会館利用者が利用される場合は無料です。
※テーブルクロスはクリーニング代を含みます。



音響反射板
問合せ先 市民会館（☎475-4121）